



平成 28 年 5 月 18 日

各 位

上場会社名	任天堂株式会社
代表者	取締役社長 君島 達己
(コード番号	7974)
問合せ先責任者	総務本部副本部長 吉村 卓哉
(TEL	075 - 662 - 9600)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 76 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、平成 28 年 4 月 27 日付の「監査等委員会設置会社移行および執行役員制度導入に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に關する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- (2) 今後の事業活動の多様化に備えるため、当社の事業目的について追加および変更を行うものであります。
- (3) 業務執行体制の見直しに伴い、会社が定める役付取締役を「取締役会長」「取締役社長」および「取締役副社長」のみに変更するものであります。
- (4) その他、一部文言および表現の修正、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成 28 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日(予定) 平成 28 年 6 月 29 日

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. トランプ類の製造販売	1. トランプ類の製造および販売
2. 娯楽用具、運動具、音響機器および乗物の製造販売	2. 娯楽用具、運動具、音響機器および乗物の製造および販売
3. 事務用機器および事務用品の製造販売	3. 事務用機器および事務用品の製造および販売
4. 教材、育児用品、家庭用品および電気用品の製造販売	4. 教材、育児用品、家庭用品および電気用品の製造および販売
5. 印刷、出版および紙製品の加工および販売	5. 印刷、出版および紙製品の加工および販売
6. 合成樹脂、金属および木製品の加工および販売	6. 合成樹脂、金属および木製品の加工および販売
7. ゲーム、映像、音楽等のコンテンツの制作および製造販売	7. ゲーム、映像および音楽等のコンテンツの制作、製造および販売
8. 前号のコンテンツに係る電子応用機器および装置の開発および製造販売 (新設)	8. 前号のコンテンツに係る電子応用機器および装置の開発、製造および販売
(新設)	9. 医療機器および健康機器の開発、製造および販売
9. コンピュータネットワーク等を利用した情報処理および情報提供サービス事業	10. コンピュータソフトウェアの開発、製造および販売
10. 電気通信事業ならびに通信関連技術の開発および販売	11. コンピュータネットワーク等を利用した情報処理および情報提供サービス事業
11. 放送事業ならびに放送関連技術の開発および販売	12. 電気通信事業ならびに通信関連技術の開発および販売
12. 不動産の売買、賃貸借、管理および仲介	13. 放送事業ならびに放送関連技術の開発および販売
13. 金融業および有価証券の売買	14. 不動産の売買、賃貸借、管理および仲介
14. 損害保険代理業および生命保険募集業	15. 金融業および有価証券の売買
15. レストラン、食堂、喫茶店、売店および娯楽場の経営および投資	16. 損害保険代理業および生命保険募集業
16. スポーツ、映画およびその他の文化事業の企画および興業	17. 飲食店、売店および娯楽場の経営および投資
17. キャラクター商品の企画および製造販売	18. スポーツ、映画およびその他の文化事業の企画および興業
18. 著作物の利用権、複製権の許諾	19. キャラクター商品の企画、製造および販売 (削除)
19. 商標の使用権の許諾 (新設)	(削除)
20. 前各号に付帯関連する一切の事業	20. 知的財産権の許諾
	21. 前各号に付帯関連する一切の事業
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条～第19条 (条文省略)

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、15名以内とする。

(新設)

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 (条文省略)
- 3 (条文省略)

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

- 2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任者の任期満了の時までとする。

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名、取締役

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
(削除)
- (3) 会計監査人

第5条～第19条 (現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 (現行どおり)
- 3 (現行どおり)

(取締役の任期)

第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締

副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。

第 24 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条 (条文省略)

(新設)

(取締役会議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 28 条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条～第 31 条 (条文省略)

第 5 章 監査役および監査役会

(新設)

(新設)

役社長 1 名を選定するほか、取締役会長 1 名および取締役副社長を選定することができる。

第 24 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 29 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 31 条～第 32 条 (現行どおり)

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮する

<p>(新設)</p>	<p>ことができる。</p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 32 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 33 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 37 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

(削除)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

(削除)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

(削除)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

(削除)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

(削除)

第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 42 条～第 47 条 (条文省略)

第 38 条～第 43 条 (現行どおり)

(新設)

附則

(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)

平成 28 年 6 月 29 日開催の第 76 期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

以上

以上